

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費
民間児童館活動事業	<p>1 児童館            実施要綱の1の(3)の①～④に掲げる事業のうち2事業以上を実施。            1,800,000円(1か所当たり年額)×か所数            (ただし、事業期間が6か月未満の児童館にあつては、1か所当たり900,000円とする。)</p> <p>2 児童センター            実施要綱の1の(3)の①～④に掲げる事業のうち2事業以上を実施。            2,969,000円(1か所当たり年額)×か所数            (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあつては、1か所当たり1,484,000円とする。)</p>	<p>民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)</p>
児童福祉施設併設型民間児童館事業	<p>9,951,000円(1か所当たり年額)×か所数            (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあつては、1か所当たり4,975,000円とする。)</p>	<p>児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費</p>
地域組織活動育成事業	<p>189,000円(1か所当たり年額)×組織数</p>	<p>地域組織活動育成事業に必要な経費</p>